

県土利用の基本方針

日本一の「安全・安心」を実現する県土利用』、『将来に向け持続的成長を確保する県土利用』、『憧れを呼ぶ美しく品格のある県土利用』の3つを基本方針とし、『**美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”**』を実現する県土利用』を目指す

●日本一の「安全・安心」を実現する県土利用

- 事前復興の視点に立った大規模自然災害への万全な備え
 - ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の推進
 - ・交通やエネルギー、ライフラインの多重性・代替性の確保
 - ・災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限と安全な地域への土地利用の誘導
 - ・風水害や土砂災害等に対応した農地、森林、河川、海岸等の保全対策による県土保全機能の向上

●将来に向け持続的成長を確保する県土利用

- 都市の利便性と生活の質を高める都市的土地利用の推進
 - ・新東名等のIC周辺地域等では、新たな産業集積や新しいライフスタイルの実現を可能とする魅力ある地域づくり
 - ・地域の状況を踏まえつつ、都市機能や居住を中心部等に集約化
 - ・低・未利用地や空き家の有効活用による市街地等の活性化
 - ・集約化した都市間ネットワークの充実による機能分担
- 地域の魅力を生かした活力ある多自然共生地域の形成
 - ・農ビジネスの展開を支える優良農地を確保し、担い手への農地集積・集約化
 - ・耕作放棄地の発生防止・解消と効率的な利用の推進
 - ・生産性の高い森林経営や、県土保全等の重要な役割を果たす森林の整備・保全
 - ・中山間地域等の集落機能を中長期的に持続させる仕組みづくり

●憧れを呼ぶ美しく品格のある県土利用

- 美しい景観の創造・保全
 - ・富士山をはじめとする世界水準の自然・景観等の保全、再生、創出と持続可能な利用
 - ・四季折々の美しい自然景観を借景として生活景観への取り込みの促進、景観を楽しむ眺望の地の保全
 - ・土地の自然・文化・歴史と調和した個性と風格のある都市景観の形成
- 自然環境の保全・再生・活用
 - ・保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域等を核とした生態系ネットワークの形成、鳥獣害対策の推進
 - ・自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラ（森の防潮堤等）などの取組の推進
 - ・自然環境や景観、防災等へ配慮した再生可能エネルギーの確保と資源の循環的な利活用

●人口減少社会における新しい県土管理の方策

（今後、上記の取組を進めるためには）

○複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

- ・「防災・減災」と「地域成長」を両立する地域づくりなど、複合的な効果をもたらす施策を展開
- ・適切な管理の継続が困難な中山間地域の耕作放棄地の新たな用途への転換など、低・未利用地の最適な利用の選択

○多様な主体による県土管理の促進

- ・県民や企業等の多様な主体が県土に関心を持ち、管理の一端を担う国民参加による県土管理の推進

○県境を越えた広域交流圏の構築

- ・環富士山、環相模湾、三遠南信等の広域連携の強化による適切な土地利用の促進

地域類型別の県土利用の基本方向

●都市

- ・地震・津波対策等の充実による災害に強い安全な都市づくりの推進
- ・ユニバーサルデザインの推進等に配慮した集約型で暮らしやすい市街地の形成や中心市街地の活性化の促進
- ・空き地、空き家の有効活用などによる土地利用の効率化
- ・IC周辺地域等では農芸都市（ガーデンシティ）づくりを推進

●農山漁村

- ・6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や木材需要の創出、農地の集積などによる地域産業の活性化
- ・地域資源を活用した都市住民等との交流拡大と移住・定住の促進
- ・農地の良好な管理、野生鳥獣被害対策、森林資源の循環利用や適切な整備等による良好な県土管理の維持

●自然維持地域

- ・生態系ネットワークの中核的な役割を果たす自然環境を維持すべき地域の適正な保全・再生
- ・鳥獣害対策の推進と自然環境のモニタリングの実施
- ・自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を通じた生物多様性に関する取組の社会への浸透